

◆1975年10月29日第3種郵便物認可 毎月1回30日発行◆

関西労災職業病 No.41

関西労働者安全センター

1977.9.30 発行

大阪市大淀区本庄東3-10-11三和ビル22号室

60円

☎06・374・2991

郵便振替口座 大阪 315742



—労働者の相互交流に機関誌を大いに活用しよう— /1

新規労災保険法

東京・大阪・京都の闘いかた

●前線から

—燐酸による肝臓障害の労災認定を獲得— ■全金港合同支部 /9→10

●前線から (ニュース) /11→13

●安全センター健診部便り /14

●南大阪労働者診療所運営委員会から /15

●被災労働者の声

■大阪府被災労働者同盟 白木 軍次 /16→18

●資料部から /18

●8月分会計報告 /18

(写真) 京都府日吉町のマンガン廃鉱

た 誌 面 へ 相 互 文 流 に 大 い に 話 用 し よう

各 地 に 拡 が る 労 災 斗 争

関西労働者安全センターの機関誌である「関西労災職業病」は先月でオ40号となつた。オ12号から現在のスタイルで発刊を続けてきたのであるが、その間の内容は大きな変化を遂げてきている。そしてその変化は安全センター自体が労災斗争・命と健康を守る斗いの中で果してきた役割の変化である。誤解をおそれずに言えば、過去2年余りにわたり機関誌の特徴は、安全センターを中心として展開された斗いの報告書であったとも言えるだろう。しかし、ここ一年間にわたらる変化として感じるのは、労災職業病斗争が各地域・職場の至るところでそれがぞれの創意と工夫で独自に、かつ広汎に行われていることである。そこで、その全ての斗いを安全センターが必ずしも掴んでいいないことが、むしろそのような場合の方々が圧倒的に増えているという

機関誌が従来通りの方向であれば、多くの斗いについて広汎な人々がその経験と交流することができなくなるという状況が進んできていると言えるのである。

斗 争 内 容 の 拡 大 ・ 多 様 化

このことは喜ぶべきことである。安全センターへ勿論のみではなくが一ヶ大阪を中心にして果してきた労災斗争の大衆化が進展し、各地域・職場に定着し、独自の発展を遂げてきたということを意味しているからである。確に労災斗争はこの間極めて多様に発展した。労組執行部を中心とした組合ぐるみの斗いは勿論、未組織労働者の斗い、少數派組合の斗い、大企業労働者の組合変革の斗い、組合結成の契機となる斗い、破産状況下での斗い、と斗いが展開される状況は多様であり、また斗争の内容も行政の労災認定・補償・職場改善といったものをはじめ、通院の確保・自主健診・学習会の開催などきめ細やかに多様である。

三斗いの現状に応じ 各地の運動の 機関誌を

更に、南大阪診療所の設立を契機として、労災斗争は命と健康を守る斗いへと広汎なものとなつようになってきている。

健保資格喪失回復斗争、地域医療運動などへの拡がりをもつようになつてきている。

安全センターはこれら斗いの大衆的な拡がりという事実を踏まえて、今までの役割を更に充実させるとともに、新しい情勢に応じた機能を持たねばならぬ。い局面にさしかかっている。

健診部の設立、資料部充実への努力もその大きさは柱であるが、機関誌の役割も同様に状況に側した変化を求められている。そして、その第一番目には、それがどの領域で独自に展開されていくことである。運動が拡がつて、その領域で他方で分散化していることには、連がる二点もある。それごとの運動が、その失敗も成功も含めて、互いにその経験を生み出すが、御協力を！

情勢に応じたセンター機能を

久しぶりでこそ運動の拡がりが、真にその力を充分に發揮できるのである。

各地の斗争交流を機関誌で

我々ととりまく情勢は日々厳しいものになつてきている。そして、その厳しさは地域・職場によつて様々な現れ方をしていくだろう。労働運動の進む方向と重なつて労災斗争・生命と健康を守る斗いも、かつてのようになばなしさや、表面的にその大きさでは評価できない成果の大ささで評価できないうにつれてきている。

セントラル機関誌編集部では今後各地域・職場での斗いがどのような課題をかかえ、日夜どのような努力が行われているのか、それらの交流に機関誌を役立てていきたいと考えている。

各方面で運動・斗いを続けていきたいと考えている。

おらかる人々からのこの企画への協力を要請します。多くの方々に企画に沿つた原稿依頼をし

☆とせ改悪労災保険法

古

大阪

労災保険法改悪反対斗争は大阪の斗いを拠点として、現在も燃え続けている。東京でも大阪でも、多くの被災者が年金切替のための調査書を提出拒否してがんばつてゐる。一年半にわたつての斗いは、政府労働省に

頸肩腕・腰痛・ムチ打ちは原則として傷病年金移行しない」とする方向性をかちとつた。しかし、まだ多くの被災者が医場復帰の道を閉ざさるのである。今回も大阪・東京の斗いを中心報告します。

の国会議員（井上一成、田中すみ子、土井たかろ、矢山有作、草川昭三の各氏）が顧問として定期大会において、労災法改悪反対へのとりくみを再確認したことなど、それらが大きな力となつて労働行政の反動姿勢が労働者の力によつて打破られる見通しが開けつつある。

実行委 大阪労基局へ 交渉申入れ

案導入以降

大阪労基局

は極端な反

動姿勢を示

し続けてい

るが、被災

者を中心としたねばり強い斗い

9月6日、実行委は委員長岡田義雄名において、大阪労基局长あてに以下のふうな要求書を提出することを確認した。
(1) 頸肩腕症、腰痛症、ムチ打ち症については年金移行しない旨確認すること
(2) 添付自己意見書を最大限考慮する。大阪総評弁護団代表の岡田義雄氏が実行委委員長となつたこと、この斗いに共鳴する多くの上、年金移行についての判

ねばり強い斗い続ける 実行委 被災者同盟

大阪における労災法改悪反対の斗いは、労災保険法改悪糾弾実行委の活動の前進とともに、再びもり上りをみせてきている。ア月2日の中央労基署への警

断を行うこと

(3) 以上二点に關して、九月十六

日(金曜日)に団体交渉を行

うこと。

実行委は8月11日の会議で岡田氏を代表として再建を確認し

との後、統一ビラなどを用いての体制づくりを進めてきたが、大阪府被災労働者同盟等の強い要請もあり、この労基局への申入を皮切りに本格的な動きを開始することを決定したものである。

東宮・庶務課長が対応に出たが、実行委の申入れ趣旨説明要求に対し、終始「五名以上とは会わなさい」とくり返した。実行委の

「代表五名は認める。他は廊下で待機する」という譲歩にも全く耳をかさずこれを拒否、押向

答のあぐく、庶務課長は突然、代表五名を含む全員に対し「退

去命令」を出すという暴挙に出たのである。参加労働者は局側の二のような対応に激怒したが、実行委は官憲等の導入を考慮して、後日必ずこの反動勢力を打ち破ることを互いに約して、その後は退去した。

大阪労基

突如 退去命令 交渉に応じず

連日にわたり

局への要請行動

大阪労基局は翌週あけ早々の9月12日に至り、被災労働者同盟が10日に提出した自己意見書を送りかえしてくるという徹底的行動を取った。しかし、18日になつても局からは何の返答もないため、実行委事務局は9月20日～24日まで連続して申入れに対する回答を求める行動を起すことを決め、数名の代表による要請行動を大阪労基局に対してくり返した。

9月10日朝、実行委は約40名の労働者の参加をもつて、申入書提出のため大阪労基局へおもむいた。局側は、局長、労務管

理課長の不在を理由として、監

これで何を
話するのか!

一次回答出る

9月22日 大阪労基局は、実行委の行動に挑戦するかのよう
に返答を行つた。されによると

(1) 年金の調査書類が来ていける被
災者個人の問題については五組
一度に話し合いで応ずる。(2) 個
人問題ではなく一般的な問題につ
いては、人數を五人以内、一時
間以内、制度問題に触れない
やかましくなれば、局は席を立つ
といふ四つの条件が満たされ
ば、30日の午前11時から12時ま
で会うといふ反動的な内容のも
のであった。

連続斗争を決定す 9・27 実行委全体会議

このような強硬な回答を受け
取つたあと、実行委は9月27日
全体会議を開催し、その対策につ
いて検討した。余りに条件が
厳しく、これでは交渉をもつこ
とが局のアリバイ作りに利用さ
れるだけで何ら成果が期待でき
ないという意見が多く、局指定

の30日の交渉は

見合すことが一
方で確認された
が、他方では、

実行委がまだそ
の力を十分に出
し尽していらない

ことが、局との力関係を不利に
している最大の原因であること
が指摘され、強力な戦術を打出
すことを前提にして議論が進の
がれた。その結果として、10月
3日から7日にかけて、個別被
災者の年金移行問題を中心と
して、一週間の連続斗争を行つた。

井上一成代

労基局長と確認
人數制限等の内規はない
国会政府答弁は守る。

実行委顧問でもある社会党の
井上一成衆院議員は、9月28日
実行委代表とともに大阪労基局
を訪れ、約一時間にわたつて寺
園労基局長と以下の点について
話し合つた。第一に、二の同大
阪の労基局署が交渉へ陳情し
について厳しい人數制限、時間
が指摘され、強力な戦術を打出
すことを前提にして議論が進の
がれた。その結果として、10月
3日から7日にかけて、個別被
災者の年金移行問題を中心と
して、一週間の連続斗争を行つた。

とが決定された。また、一グル
ープを5人とした班を十組
編成し、交互におしかけていく
体制についても合せて確認され
た。

の規制が局の一方的な判断によるものであることが明確になつた。オニには、労災保険法改正をめぐつて国会にあつて多くのやりとりがあつたが、その際の政府答弁については行政に反映させらるかという問題については「そのつもりだ」と二たえ。今後実行委が国会での政府答弁を根拠として斗う道が開けたといえるだろう。

実行委事務局

大阪総評と取り組みで意見交換

9.6 中央労基署
症状照会の提出は必要なし

9月30日、実行委事務局は大阪總評日本組織局長を訪ね、労災保険法改悪反対斗争に対するとりくみについて意見交換した。

そして、大阪総評としては、とりくむことを前提に、具体的に大阪地評労災取扱業病対策委員会で検討する日の返答があつた。

東京

症状照会拒否

労災法改悪阻止実行委員会

阻止実行委は4月に入つてからも「症状照会」拒否の斗争を継続し、労基署交渉の中で「未提出者に不利益な取扱いをしない」とことを確約させてきている。

「あなたは療養開始後一年六ヶ月を経過して傷病が治ゆしていないので、中略、「疾病の状態等に関する届出の提出を求めましたが、廻疾等級に該当する状態でないことが確認できましたので、さきに求めた同届は提出の必要ありません。なお届用紙は破棄して下さい。」

労基署が7月20付で日本メーリオ・ダ・河田さんへ頸脱症で休業中に送付したものである。

通知書の内容

9.13 渋谷労基署
再督促状は撤回

頸脱症で休業中の被災者2名（内1名は三月末に退職）に対する督促の提出を求める届出に対し、督促状を撤回させた。

「症状照会」を提出する必要がないことを確認させた。さうに当該被災者に対し以下の「通知書」を送付させる方向

労基署に私達の要求を認めさせ
てきている。東京労基局は9月
9日、労災課長会議を招集し、
届出未提出者のとりあつかいを
検討している。8月15日現在で
114名の未提出者が明らかに

なった。局からの具体的指示は
まだ出されていないが、「支給
差し戻し」などの攻撃を許さな
い斗いを今後も継続していただき
たい。

京 都

年金切替は本人の請求で

七大都市基金支部長が要望

地方公務員災害法の分野でも
傷病年金反対の斗いが大きくな
りを生じてきた。その一つと
して、去る9月8日付で、京都
市・大阪市をはじめとする七大
都市の基金支部長へ各市長が兼任
任せが連名で本部に要望書を提
出した。要望書の骨子は(1)症
状照会で強権的に傷病年金切替
をやるのでなく、本人の請求
に基いて行うようにしてよ。(2)腰
痛・頸腕など私場復帰可能な者

には、傷病年金を適用するな
といふもので、形は違つても「
本人同意」と「年金適用範用」
を正面にすえた要望である。民
間でいえば地方労基局長が連名
で労働省に要望したようなもの
で、大きな力をもつだろう。

既報のように、今年の五月か
ら、小さながら基金京都支部

日本じん肺と 粉じん公害

労働科学研究所
医博 佐野辰雄 著

定価 15000円

パンラ編集
産業医大開校を
阻止するぞ

（表紙）
産業医大開校阻止環境大斗
九大労災弘業病研究会
一冊100円

國
の
中から

火薬酸による 肝臓障害の 労災認定を獲得

(全金田中機械支部 福森 博)
文責

朝5時に起こされ、夜9時迄の長時間労働

作業は朝6時より特殊糊粉作業が始まるが、これは小麦粉とコンスター千粉を熱湯でとぎ、それに磷酸・タシニン酸・二水リ液を混入攪拌しながら、ムラびなくななると、木綿の布でしづりながら、糊を8時までにつくつておく。これらの作業はゴム手袋をつけての手作業であり、糊が顔をはじめ全身の衣服に飛散・附着するため、経口・経皮で体内に吸収され蓄積される。

月曜出勤、新的乾燥工場内で寮生活をしているので朝5時にたき起きこされ、糊焼きから夜9時迄の長時間労働に加えて、忙しい時には2ヶ月に8回の日曜出勤、新的乾燥

昭和30年9月に日本転写紙に入社。当時は社長以下十数名の同族支配の小企業で平版印刷に使用する転写紙の製造販売を業務とする株式会社であった。

朝5時に起こされ、夜9時迄の長時間労働

2年後に発病……

社長も同じ病で死亡

2年後の夏より肝臓悪化の兆候が表れ出しるようになり、その翌年5月より半年間自宅加療をした。その後職場復帰し近くの医院で加療しながら勤務したが、病状は好転せず、46年夏より更に肝機能が悪化していようと診断された。時を同じくして社長が同じ病の肝硬変で死亡。ショックを受けた。

翌年、ひかりつけの医院の紹介で住友病院へ通院、その後入院した。



退院後の軽作業も

認めます……再び入院

半年後、医師の指導で軽作業の条件で職場へ出たが、会社側は、事務の仕事でも身体を動かすのだから、ということでお天の都合で自宅付近の阪南中央病院に転院し、2ヶ月間の自宅療養をした。

職場復帰後2年程、体調不良の状態で勤務したが、昨年10月に職場で倒れ、阪南中央病院へ搬送入院し、退院後なお自宅療養中です。

営業とカッター生産の業務にまゆされ病状が悪化し、通院のため、主治医の意見書を添え、会社側は、事務の仕事でも身体を動かすのだから、ということでお天の都合で自宅付近の阪南中央病院に転院し、2ヶ月間の自宅療養をした。

半年後、医師の指導で軽作業の条件で職場へ出たが、会社側は、事務の仕事でも身体を動かすのだから、ということでお天の都合で自宅付近の阪南中央病院に転院し、2ヶ月間の自宅療養をした。

認定へ向けた取組
を開始……
災害源はドレイエ工場

関西労働者安全センターを核とした人的つながりから、阪南中央病院のケースワーカーの達

藤さんを中心には被災者の救済に立ちあがり、災害原因の調査から始め、主治医の意見書を添え、

論づけさせた。

磷酸による肝臓障害が労災職業病としての決定例がないた

当轄阿倍野労基署へ労働災害としての認定申請をして、その証明へ向って取り組んだ。

災害原因は、親族支配会社の悪しき特徴である低賃金・長時間の強制労働・健康無視の薬物使用等々。最低規準である労基法さえも存在しないドレイエ工場が被災源であり、薬害はその一端として表面化したに過ぎない。

悪条件との二元

認定獲得

磷酸・タンニン酸が人体に及ぼす影響の例は極く少數しか報告されていないこと、そして、基準法で職業病としての災害源であるところの職場環境改善・労働条件・健康管理徹底改良における取り組みを前進させるよう奔走することを決意しているところです。

最前线

労働運動への
刑事弾圧・司法
反動化に対する
抗争ために——不の
情景・特徴・対策

1部 350 円

発行 全金大阪地本

今後も更に奮斗しよう

今後の課題として、災害源であるところの職場環境改善・労働条件・健康管理徹底改良における取り組みを前進させるよう奔走することを決意しているところです。

前線から

大阪

置村さん、腰痛の

大阪府被災労働者同盟 労災認定獲得行

てをし、今

年7月に同
盟に相談に
来られた。

去る8月、
被災者同盟
は淀川労基
署と2回に
涉を行ひ、文

さ人の痛みは続いた。
このような状態の中で
昭和51年10月、医師と
労基署は相談の上で置

状が打切りの時点から
現在までずっと続いて
おり、治つていなさい以
上打切り自体が不当で

この斗争を続ける
た南大阪労働者診療所
で治療をする中で、置

置村さんは長年建設
労働者として働いてき
たが、昭和48年、家の
解体作業中におよそ200
kgの材木をひついで転
倒し、材木の下じきと
して腰を痛めた。それ
により隣8ヶ所もの
病院を転々としたが一
向によくならず、置村

定に取組んだ。
まず置村さんをだま
して打切りを行った係官
（現在は西労基署にい
る）を糾弾し、続いて
淀川労基署に再発認定
を要求しておしかけた。

置村さんに補償をして
いる工事の元請会社
であるハニワ工務店に對
して企業内補償を要求
して斗おう、とみんな
で話し合っていれる。

災害の再発として認定
させた。

今、労災保険の制度で
は3年たてば打切りさ
るを得ない」と言い、

労基署の役人は「あな
たには障害補償の3級か
4級に該当する。そう

ならば今の休業補償の
治療も今まで通り受け
られる」とだまして打

切書を出させ、実際は
ワ級で打切ってしまった。

置村さんはすぐに労
基局に対して不服申立
した。

た。

置村さんはすぐに労
基局に対して不服申立
した。

査証求で4級にあがる
からそれでいいでしょ

う、と懐柔してきたが、
被災者同盟は、こいつを
キッパリとはぬつけ、
つかつた。

同様に労基署と2回に
涉を行ひ、文

さ人の痛みは続いた。
このような状態の中で
昭和51年10月、医師と
労基署は相談の上で置

状が打切りの時点から
現在までずっと続いて
おり、治つていなさい以
上打切り自体が不当で

この斗争を続ける
た南大阪労働者診療所
で治療をする中で、置

德島

德島大學現醫研

災業病についての 「南学会」を南

9月24日 徳島大学
現代医療研究会は「労
災職業病について」と
いうテーマで公開學習
会を開催した。この學
習会は第5回目で、医学
生への問題提起を行つ

下記に申かせます。今までも岡山大の青山先生を呼んでの学習会がなされていて、

参加者は35名だったが、学習会の後の討論には花がさき、身体障害者運動を行っている車イス友の会の活動家四ツ葉牛乳の共同購入会の運動を行ってい3西川さんらを中心にして次会、三次会とお互いに今までの運動の交流が深められた。

化學試驗室
の労働者があ
化則掌管會

「毎日試験管を振つて」いる我々も自分の健 康問題を真剣に考え直 そう」と9月5日、吹 田市役所の化学系職員 が学習会を開いた。特

去る9月21日、定期に行けなくなると本人
制の伊丹市立高校の教員をおどした監督署の課
師が労災保険制度についての研修会を行った。最
近この学校の一人の生徒がケイ脱にかかり、学校をあ

伊丹

定時制教師が労災保険の口火を知

この認定斗争に取り組んだ。「ケイ腋の認定などされたらお嫁に抗議をするとして二つってきた。この斗争を踏まえて

伊丹

定時制教師が 労災保険の

タクヒ

教師にとつ
隙のイロハ
では二出か
らはすまほ
い。また、
自分達自身
の職業病の
事も考えて
いこう」と
のである。

死ぬると庫くとせり心配だ」と議論は白熱した。結局、当面は特化則健診をきつちりやらせて健康状態のチエックだけでも十分にやつていいこう、といふ事に合つた。

療問題について話をし

吹
用

9月9日全国一般都島友の会支部、阿佐と子さんの不当解雇撤回を求める仮処分裁判の証人調べの法廷が開かれ、阿佐さんの主治医である松浦医師が3回目の証人に立ち、友の会へ圓側の反対尋問を受けた。

圆側弁護士は松浦医師がいわにいい加減で左翼に偏向しした医者であることを証明しようとし、極めて不合理的主張をくり返したが、遂に松浦医師の診断自体を正面から争うことできなか苦しい胸の内を暴露する結果となつた。

阿佐さん裁判 年内結審力求

全国一般 都島友の会支部

去る8月23日には、在・経営者の比
争が少々の弾圧を加えてもびくとも
しない組合の力は確立してき
ている。それだけにまた阿佐さ
んの裁判の意義も大きくなつて
きており、再び労組と園の斗争
の焦点となつてゐる。

9月 日、先に高松登升の心筋硬塞労災斗争を斗つた住反電工労働者有志は、地労委に対し活動による賃金差別を不当労働行為として救済を求めていたが、その第一回審問が9月29日に行われた。9月29日には彼らの家族・支援者など約50名が傍聴に参加し、会場は熱っぽい空気に包まれた。

よって住處の悪質な労務管理が明らかにされ
たが、この斗いはそれと正面から対決していく
くものであるだろう。

住電労働者有志
賃金差別地労委
審問始ま

The book cover is rectangular with rounded corners, featuring a textured pattern. At the top, the title 'Kibaku no Yume ni Iru' is written vertically in large, bold, black kanji. Below the title, the author's name 'Kikuchi Kanetada' is written in smaller black kanji. The bottom portion of the cover has a decorative border.

~~安全センター健診部便り~~

継々と自主健診への取組始まる

現在数多くの職場から健診の申し込みがきております。これは労働者の健康に対する関心の高まりと共に、健診と会社をさせにせず、自分達の手でやり抜こうとする考え方が広まってきた証拠だと思います。

病院という御用病院かあ、て当局と一体となつて健診をとりしきつています。全過西支部が組合で自主健診をやうつとしても、当局は頑として受け付けませんでした。

さて、^ト 安全センターは
自主健診・自主健診、て言
うけれど、どんな風にした
らえんやろ、という疑問
や、^ト 自主健診をやろうと
思っても会社がウンと言わ
ん、^ト という様な問題があり
ますか。今号から自主健診
の模様を報告しますので、
ぜひ読んで下さい。要は、^ト
労働者の健康は労働者の手
で守ろう、^ト という考え方で
あり、^ト やり方はむつかし
い事ではあります。

は医者を内訌で聞く事と全部質問事項にして本人に記入してもらう訳です。まず学習会をやって、自主健診の意味を十分に理解してから、これから用紙を配布しました。この用紙は既に組合の手で回収され、労職研の医師が一人一人について検討を加えました。その結果、べん配なし」と「要注意」にわけ、要注意の人についてでは日時を決めて医者が職場へ出かけ、更に詳しく述べ本人から訴えを聞く予定です。これで十分にいいやこれまで当局がやってきた健診以上に労働者の健康を把握できるのです。

お断り：前号で「健診センターハー」の名称を使いましたが、安全センターとは別団体の様な誤解を生むので今後は「安全センター 健診部」とします。

2
全港灣
大扇分會

大扇分会の場合、組合が会社から自主健診の約束を取り付け、見積書も提出してきました。そしてます8月31日に学習会へその場でアンケート用紙へ組合で印刷を配布し、続いて9月1日から6日まで診療所でレントゲン撮影9月14、16日に職場の食堂で肺機能などの検査と診察をやりました。これらの人員の割り振りなども分会がとりしきりました。診察には一人につき30分ほどかけ医者と労働者が十分に話ができる、また組合の仲間がどうりしきつている事もあって和氣あいあいと進められま

南大阪労働者診療所
運営委員会から

~~9/17~~ 運営委員会総会

卷之六 方言

つあと、若

会議員代理の
佐藤升など、
来賓のあいさ

の三石代々木運営委員会の一年間の斗争の報告と、今後の活動の方針についての提案が行われた。まず、一年間の斗争の経過報告では、①健康保険資格喪失挽回の斗争・②医療隊活動・③自主健診活動・④日常診療と未

9月17日、南大阪労働者診療所運営委員会は第一回総会を開いた。運営委に参加している団体の代表約70名が参加した。

井美信升が診療所設立の経過の中で「労働者の命と健康を守る」というための運動体として南斗いの田中連合会が結成された事や、今日のきびしい情勢の中でますます大衆は自らの斗争にくしては生活を守れないと自覚してきた事などと報告された。

のあと、岩井会長から、「無産者医療同盟の精神を継承した若い人々が南大阪労働者診療所を設立して労働者人民の大衆医療活動をはじめた事はすばらしい事である。本当に労働者の命と健康を守る力をもつものは労働者自身ごと」との主旨の報告があつた。

その後、診療所所長の松浦医師が一年間の医療活動についての報告をし、「今後は自己と外へ出ていく医療体制を作り事、所内の体制を充実させ地域住民のための医療活動を行う事」を

充、特に中国医療に対する差別を撤廃せしる事。具体的には鍼灸医療について健康保険が6ヶ月以上きかね一事にに対する斗い。
②健康管理手帳の配布と地域医療運動の拡大、③労働者と地域住民との医療地域共同の確立。
などが提案された。

最後に、二期の運営委員会幹事会を選出確認し、橋井委員長から「運営委員会を強化し、地域医療運動、労働運動を発展させよう。」と、いう決意が述べられ、かんばっこーの三唱のうちに総会を終えた。

河原なんじ大阪府会議員・島尾茂大阪市会議員・井上一成同

提起した。

被災労働者の声

頭痛・イライラ・物忘れ——マニカン中毒の
苦しさの中で『仲間の皆さんのもとへ』

なげばどうなついたでしょ』
白木軍次

前略

自分儀、入会來へ大阪府被災

労働者同盟への入会(編集部註)
諸先生方は申すまでもなく、会員御一同の御厚情、御指導に預かり、こゝへワケ月余過ごしました事は、ひとえに皆様方の御協力の外ない事と信じ、御礼申し上げます。

ミンカン病と知たのは_{過去}

35年余の鉱山生活も時代には勝てず、外國鉱石におされ、数百以上の鉱区を休山のウキメにあり、昭和47年に退職。想い出

多い現場の数々も残念さに到る始末となり、妻子の居る東大阪にまいり、二、三の職につくも、体の不自由の為、なす事もなく、この持病などと思ひ悩み、病院にかかるも不明同様の診断でした所、昭和51年11月、京都府マシンカン健診を知り、ワラをもつかむ思いで友人を頼りに受診初めでマシンカン病と知る。思えば、昭和35年頃よりの不安定な身体各部の痛み、44年、頭イタ等での入院、48年度の手足、頭等での精密検査もこれが言う診断結果もがない有様。これらも皆マシンカンの為かと一時は如何に致したらと迷いましたが、

被災労働者の人々の
ほげましが力に

その内に出口会長(大阪府被災労働者同盟)、宮地様に面談致し、マシンカン病の事、注へ植田一尚、他の病名に悩み苦しんで、いろ方達で作った同盟が、共に

友人よりハ田様を紹介され、東大阪なら弁天町の松浦診療所の先生はマシンカン病に対して非常に研究され、ス助けられた病人も居ると聞き、暗黒に光見つけた思いが致しました。上段副会長(京滋じん肺患者同盟)も紹介状をくれ、受診にと思う折、岐阜県の母急病の知らせ。心ならずも受診をのばし、(母の元へ)参ったが、12月死去。

正月があけろ6日に松浦医師の診察を受けました所、曰吉町検診と違い、實に精密入念、レントゲン、血液等、タン、小便は言うに及ばず、筋肉、表情、動作、変遷等同じ診査。曰おいて又致す診断。

に助合ひ又力に成りハゲマシ
合う事を目的の会と聞き入会さ
して頂き。旧植田鉱業所の人々に
面会致した時驚きました。近
い年月には自分も今は人の身な
れど何時かは自分に? 又、会
員皆様方も自分の病気の様に安
じて下され、参考になる数々の
言葉頂き居る内に診断の方を進
み、2月20日頃にマンガン中毒
性ハイキンソン病と診断さる。
決して力落すは道は開かれ
ると力付けて頂き、その後は皆
皆様御承知の通り名署に又遠
くは京都園部町まで多數の御協
力を預き、自分の様な者に此の
様な事をして頂き。本当に親身
になつて頂いた各位の方々、尚
その内には諸先生方のゲキレイ
の数々、唯々感涙の外あります
此の様にして頂き乍ら自分に
は何一つの御役に立たず、各署
へも出席を致こず申訳なく深く
お詫び申します。何とぞ御許の
程よろしくお願ひ申上げます
30年以上も妻子と別れ
鉱山

生活(月に2回程帰宅)を終り
ようやく共に暮らす時が来たと
思う矢先に此の有様。可愛い孫
とも充分に遊んでモヤレズ、時
折石切神社(自宅より歩いて
約5~6分)に行き、一人ベン
チに横に成り見るともなく見れ
ば孫の手引きハトに豆やる方々、
時々参るとフロシキ敷き、笑い
なべらの食事。ハアー、おばチ
ヤン、ニはんが付いていろ」と
取つたり、取られたりする姿見
た時にハツと自身の現在に2
人の孫に何をしてやつたと思う
時、何人で見て居らんましょ
う?

現在と以前取つた写真等見た
現時、何とも言えない気持
りする時、何とも言えない気持
思ふ様に参らす。何枚もゼニセ
ンを使つたそれが此の通りです。
情なくなります。此れでも若リ
め皆様の御姿を思い出し、集会
診療所内と数々の力強い御言葉
ゲキレイの言葉がなかつたら自
分がどうなつて居たでしょうか。
二伸

もう少しひ來てはげまさぬ
の今日迄の数々、本当に有難
く、厚く御礼申し上ると共に
此後共、よろしく御協力の程懇
願申し上げます。

書きたい事沢山あれどもう書
けません。先般先生に御相談致
した様に、イラダチ、腹立、物
忘れ、頭びイタク成り思ふ事可
ら言えず、自身がワクラナク成
る折もある始末。想う事の十分
の一を申上げられず、後先の吉
葉に成り、こちにて失礼申上げ
ます。皆々様の御全仗、お祈り
申上げます。

考えがまとまらず、書くのも
思ふ様に参らす。何枚もゼニセ
ンを使つたそれが此の通りです。
情なくなります。此れでも若リ
時は弁論大会に出た事があつた
も今は夢です。

頂き、多少なり皆様に見て頂けます。
3様に御願致します。

小松さん 三日掛りました。
御笑い下さい。字が思い出せず、
書いても自分で誤めない文字です。
手のふるえ、頭が木」と成って
くるしもう何をしても駄目と
くづく感じました。
先般集会の折、感じた事を何
か書き送る様に書き、はすかに
さも外聞も忘れ御送りする次第
です。どう久書きあらわす事は
出来ませんが、自分の此の気持
だけは御察一下下さい。

ス拜



- * 業務上外認定の理論と実際 …… 労働省労働基準局編著
(審査請求が行なわれた事案についての決定例及び)
(その考え方についての解説)
- * 先例 判例 労災職業病 …… 労働教育センター発行
損害賠償編、業務上外認定編、通勤災害編
- * 労災保険 業務上疾病の認定規準と …… 労働省労働基準局
主な関連通達集 補償課編

8月分会計報告

● 収入

会費	181600
機関誌	67545
*1 カンパ	131160
*2 資料代	5115
*3 パンフ	700
合計	386120

● 支出

事務旅費	53499	8月分部屋代、共益費、電話代、更新 7月分力又代、他
活動費	93405	事務局員定期代、7月分電話代、 出張交通費(東京2回名古屋1回)
郵送費	14025	40号誕生費、機関手数料、事務連絡
機関誌	0	39号印刷費 約5.5万円(未支)
人件費	220000	事務局員4名一時金(1ヶ月分相当)
合計	380929	

8月分収支 +5191

翌月から残り 213753 +

9月への
<11= 218944 //

*1 一時金カンパ 110500 円
を含む

*2 資料印刷費等

*3 ハリパンフ、労災パンフ

昭和50年10月29日 第三種郵便物認可

「週刊」

41号

昭和52年9月30日発行（毎月一回）

2月は28日

早く・安く

ちらし・ステッカー・機関紙誌・パンフレット・雑誌・出版など、何でもお気軽にご相談下さい。係員が参上致します。

(株)千里印刷 06-351-1127
大阪市北区天満橋筋5-19-4